

地域再生に資する施策の評価等(概要)

- 「**地域再生基本方針**」において、内閣府は、毎年、地域再生計画の認定制度、支援措置等について事後的な評価を行い、同認定制度等について必要な見直しを行うこととされている。
- 毎年度、委託調査を活用して地方公共団体に対してアンケート調査等の実施と有識者による評価の実施を行い、調査報告書・評価書・事例集をホームページで公表し、継続的に調査・評価を実施している。

アンケート調査・集計分析

【調査対象】

現行地域再生計画

調査時点で活用されている計画

(調査時点で計画期間を終了するものを含む)

【主な調査内容】

- 計画の目標達成状況
- 各支援措置の活用状況
- 計画期間終了後の事後評価
- 計画期間終了後の取組み
- 目標達成に係る要因
- 地域再生協議会の活用状況
- 効果の検証
- 制度全般への意見・要望 等

第三者検討会(有識者会議)

3名程度の有識者(地域活性化、政策評価等の専門家)から意見聴取(年1回開催)

調査報告書・評価書・事例集作成

- ✓ 調査結果の公表(地創事務局ホームページ)
- ✓ 制度見直し等必要な措置